家　族　経　営　協　定　書

（目的）

第１条　この協定書は、（経営主）○○　○○、（妻）××　××、（後継者）△△　△△が、相互に責任のある経営への参画を通じて、近代的な農業経営を確立するとともに、健康で明るい家庭を築くことを目的とする。

（経営計画）

第２条　１　我が家の経営方針、年度及び長期営農計画については、年の始めに家族で話し合い具体的事項を内容とする年度営農計画書を作成する。

　　　　２　家族会議を必要に応じて行い、各人の行事予定の調整や農作業予定等を協議する。

（経営の役割分担）

1. 各人の責任意識を高め、能率的な労働をするために役割分担は次のとおりとする。

（経営主）：経営全般、水稲、麦の生産の責任者

　（妻） ：家事全般、経理事務の責任者

（後継者）：搾乳、牛舎周辺の環境整備の責任者

（就業条件）

第４条　１　１日の労働時間は８時間を原則とするが、農作業の状況、健康状態、家事や公的時間等を踏まえ、延長または短縮することができる。

　　　　２　休日は月○回とし、各自で行使する。

　　　　３　年１回は必ず健康診断を受け、各自健康管理に努める。

（報酬）

第５条　農業経営から生じた収益については、経営主は毎月２０日頃、下記の額の報酬を支払うものとする。

　　　　　　（妻）：○万円、　（後継者）：○万円

（家事作業）

1. 家事作業は、主として妻があたるが、夫や後継者も常に協力する。

（共通の生活費）

1. 共同の生活費は、経営主が出し、妻が管理する。

（趣味・旅行等）

第８条　各自が趣味や旅行等で生きがいを持つことを理解し合い、お互いを干渉することなく楽しく生活する。

（将来の経営移譲）

第９条　経営主及び妻が有する経営権及び経営用資産について、将来は、経営主及び妻の合意に基づき、後継者及び後継者の妻に移譲する。

　　　　移譲の時期及び方法は、後継者及び後継者の妻の意向を踏まえ、十分協議のうえ定めるものとする。

（その他）

第10条　この協定書に規定されている以外の事項で、決定すべき事が生じた場合は、その都度、経営主、妻、後継者で協議のうえ決定し、必要に応じて改訂する。

（附則）

１．この協定書は、平成○○年○月○日より実施する。

２．この協定書の効力は、実施の日より１年間とし、当事者から申し立てがない限り、自動的に継続する

３．この協定書は○通作成し、当事者及び立会人が各１通を保有する。

　　　　　○○年○○月○○日

　　　　　　　　　　　　　　　住　所　　那須塩原市　○　○　○　○

（経営主）　○　○　○　○

（　妻　）　○　○　○　○

（後継者）　○　○　○　○

　　　　　　　　　　立会人　那須塩原市農業委員会長　　○　○　○　○

　　　　　　　　　　　　　　那須塩原市農業公社事務局長　　○　○　○　○